

いのちの大切さを学ぶ教室実施業務委託仕様書

1 目的

次世代を担う中学・高校生に対して犯罪被害者等の実情を伝え、命の大切さについて理解を深めることで、社会全体で犯罪被害者等を思いやり、支える気運を醸成させるとともに、犯罪の当事者にならないという規範意識の向上により、犯罪の起きにくい街づくりを促進し、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を図る。

2 契約期間

契約締結日から平成25年3月29日

3 業務内容

発注者が指定するアニメーション教材を用いて以下のとおり、いのちの大切さを学ぶ教室（以下「教室」という。）を実施すること。

(1) 実施場所

神奈川県内の国公立中学校、高等学校及び中等教育学校（以下「学校」という。）

(2) 実施期間

ア 時期

平成24年10月1日から平成25年3月25日まで

イ 予定回数

60回とする

(3) いのちの大切さを学ぶ教室の実施

受注者は、犯罪被害者等が抱える各般の問題や多岐に亘るニーズ等に則した支援活動によって培った専門性や支援のノウハウ、被害者の心理状態などの実践的な知識と経験を活かした教室を実施して、受講する生徒に犯罪被害者等の置かれている厳しい状況を認識させ、自らが犯罪の当事者にならないという規範意識の向上を図るもの。

ア 教室実施者の選定

(ア) 受注者は、次の2つの要件のうち、いずれかを備えた者の中から教室に従事する者を選び、2名以上を教室の実施に当たらせる。

a 25歳以上かつ、NPO法人神奈川被害者支援センターが実施する、犯罪被害者支援ボランティア養成講座（初・中級と上級編）を終了し、実際に直接支援員としての活動実績があり、受注者の審査等を経て適正があると認められる者

b 社会福祉士・精神保健福祉士・看護師・臨床心理士等、犯罪被害者等支援に有効な資格の取得者並びに警察又は行政（福祉職）の経験者、その他前記と同程度の専門知識及び能力を有する者

(イ) 受注者は選出した教室に従事する者の中から、教室企画調整責任者1名と教室実施者を指定し、教室企画調整責任者にあっては、教室企画調整責任者指定書（第

1号様式)により発注者に報告する。

イ 教室の実施

受注者は委託業務期間中、選出した教室企画調整責任者に、教室実施に係る総括及び企画調整等を行なわせ、教室実施者には、教室の実施・運営等を行なわせる。

教室は、発注者が指定するアニメーション教材の上映後、犯罪被害者等の持つ様々な心理に関する知識や、心情に配慮しない対応等により犯罪被害者等に孤立と疎外を起こさせない接し方などを教示し、応問や質疑応答、アンケートや感想文の作成により教養の浸透状況を図る。

(ア) 企画調整責任者の業務内容

- ・ 発注者との連絡調整
- ・ 教室実施校との必要な連絡調整(教室開催日時、その他必要な事務連絡)
- ・ 各教室の詳細な内容の企画
- ・ 教室実施者の選定、日程調整
- ・ 教室実施に係る事前準備
- ・ 教室の開催・運営の調整
- ・ 教室の実施の調整
- ・ アンケート資料の作成
- ・ アンケートの集計及び感想文の要旨取りまとめ
- ・ 委託業務実施報告書(第2号様式)の作成
- ・ いのちの大切さを学ぶ教室実施記録簿(第3号様式)の作成

(イ) 実施者の業務内容

- ・ 教室実施校への連絡
- ・ 教室の実施(発注者が指定するアニメーション教材の放映及び、被害者支援経験者としての談話、質疑応答等)
- ・ 出席者の確認
- ・ 教室使用資料、アンケートの実施、感想文の作成依頼
- ・ アンケート、感想文の回収
- ・ 教室実施の際の使用資機材の手配・準備
- ・ いのちの大切さを学ぶ教室実施確認表・結果報告書(第4号様式)の作成

ウ 実施報告等

(ア) 受注者は、実施した学校の担当者に対し、いのちの大切さを学ぶ教室実施確認表・結果報告書(第4号様式)の「学校担当者氏名」欄に署名押印させる。

(イ) 受注者は、教室実施者に対し、教室実施ごとにいのちの大切さを学ぶ教室実施確認表・結果報告書(第4号様式)の「いのちの大切さを学ぶ教室授業実施結果報告書」を記載させる。

また、教室企画調整者に対し、いのちの大切さを学ぶ教室実施記録簿(第3号様式)に必要事項を記載させる。

(ウ) 受注者は1ヶ月ごとに委託業務実施報告書(第2号様式)を作成し、第3号様式及び第4号様式並びに集計したアンケート・感想文要旨を添付のうえ、翌月10日までに発注者に提出し検査を受けることとする。

なお、3月については29日までに提出することとする。

4 個人情報の適切な管理

本業務を遂行するに当たり、個人情報を取扱う場合は、関係法令等の規定に従い、その取り扱いにより、個人の権利利益を侵すことのないように最大限努めなければならない。

また、本業務に関して知りえた個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならない。

5 その他

(1) 委託業務について一括して第三者に委託しないこと。第三者の協力を得る場合は、発注者の承諾を得ること。

(2) 本仕様書にない事項又は仕様について生じた疑義については、発注者と協議すること。